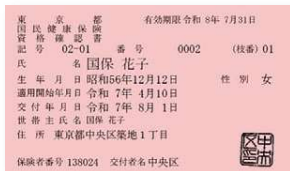


国民健康保険の加入者へ

現在の保険証の有効期限は**9月30日**です

「資格情報のお知らせ」または「資格確認書」を

送付します



◀資格確認書（見本）

国民健康保険の加入者に、資格情報のお知らせ（A4サイズ）または資格確認書（カード型）を7月15日に送付します。

資格情報のお知らせ

マイナ保険証を登録している方が自身の被保険者資格を簡単に把握するためのお知らせです。マイナンバーカードと一緒に提示することでマイナ保険証を使用できない医療機関を受診できます。

資格確認書

これまでの保険証と同様に医療機関を受診できるものです。

詳しくは別表1またはQRをご覧ください。

◎マイナ保険証をお持ちの方で資格確認書の交付を希望する場合は、原則としてマイナ保険証の登録解除申請が必要です。

国民健康保険被保険者証の有効期限

現在お使いの国民健康保険被保険者証は、9月30日が有効期限です。この日以降は使用できませんので、マイナ保険証または今回送付する資格確認書をお使いください。

◎居住状況が確認できない方や、保険料を長い間滞納している方には、区役所にご来庁いただき、住所などの確認や保険料の納付相談を行う場合があります。

国民健康保険高齢受給者証

70歳から74歳の方に対し、これまで交付して

いた高齢受給者証は、今後交付しません。負担割合は資格情報のお知らせまたは資格確認書に記載します。

◎医療機関への受診時は、原則マイナ保険証または資格確認書のみお持ちになれば、負担割合が適用されます。

国民健康保険の資格に変更があった方

住所が変わった方や勤め先の健康保険に加入した方など、国民健康保険の資格に変更があった場合は、お早めに手続きをしてください。

自宅での受け取りが難しい方

郵便での受け取りが難しい方はご相談ください。事前に手続きすることで、窓口での受け取りや、送付先を変更できる場合があります。

問 保険年金課資格係

☎(3546)5362



詳しくは区へ

別表1

	お送りするもの	お送りする宛先	負担割合（70歳以上の方）	医療機関を受診する時に提示するもの		有効期限※
				マイナ保険証を使える医療機関	マイナ保険証を使えない医療機関	
マイナ保険証を持っている方	資格情報のお知らせ	世帯主	資格情報のお知らせに記載	マイナ保険証	マイナ保険証 資格情報のお知らせ	・70歳未満の方：なし ・70歳以上の方：令和8年7月31日まで
マイナ保険証を持っていない方	資格確認書	世帯主	資格確認書の券面に記載	資格確認書	資格確認書	令和8年7月31日まで

※有効期限内に75歳の誕生日を迎える方は、誕生日の前日までが有効期限

後期高齢者医療「資格確認書」を送付します

現在、お手元にある後期高齢者医療被保険者証または資格確認書は、7月31日が有効期限です。それまでは破棄しないようご注意ください。◎有効期限が過ぎた保険証または資格確認書は、8月1日以降にご自身で破棄してください。

新しい資格確認書

新しい資格確認書を、7月中旬に全ての被保険者の方に特定記録郵便で郵送します。8月1日から使用でき、有効期限は令和8年7月31日までの1年間です。

◎郵便での受け取りが難しい方はご相談ください。事前に手続きをすることで、窓口での受け取りや、送付先を変更できる場合があります。

資格確認書の暫定的な運用について

マイナ保険証（健康保険証の利用登録をしたマイナンバーカード）への円滑な移行に向けた、デジタルとアナログの併用期間を確保するため、後期高齢者医療制度では令和6年12月2日からマイナ保険証の保有状況にかかわらず「資格確認書」を交付しています。この運用は、令和7年7月31日までの予定でしたが、令和7年8月1日以降も1年間（令和8年7月31日まで）、延長されることとなりました。

資格確認書が届いたら

資格確認書には、一部負担金の割合や有効期限などの必須記載事項と、高額療養費制度の限度区分などの任意記載事項が記載されています。新しい資格確認書がお手元に届きましたら、必ず記載

現在の保険証・資格確認書の有効期限は**7月31日**です。

7月 までの保険証 青竹色



7月 までの資格確認書 オレンジ色



内容を確認してください。

自己負担割合について

医療機関の窓口で支払う医療費の自己負担割合は、前年中の所得を基に、毎年8月1日を基準日として判定します。負担割合の詳細な判定方法はQRをご覧ください。

限度額認定証の交付

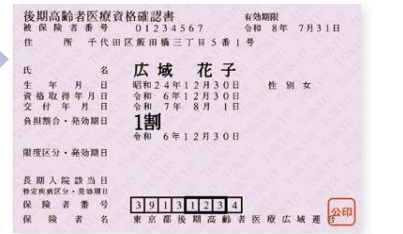
令和6年12月2日をもって、限度額認定証の交付は終了しました。

ただし、次の方については、今回の資格確認書

8月1日 から新しい

資格確認書が使用できます

8月 からの新しい資格確認書（カード型） 藤色



送付の際に申請の必要なく、限度区分を記載した資格確認書を交付します。

・有効な減額認定証および限度額認定証をお持ちの方
・すでに限度区分を記載した資格確認書をお持ちの方

問 資格確認書の送付、負担割合について

保険年金課資格係

☎(3546)5362

・限度額認定証について

保険年金課給付係

☎(3546)5360

詳しくは

区へ



別表2

	お送りするもの	お送りする宛先	負担割合	医療機関を受診する時に提示するもの		有効期限
				マイナ保険証を使える医療機関	マイナ保険証を使えない医療機関	
マイナ保険証を持っている方	資格確認書※	被保険者本人	資格確認書に記載	マイナ保険証	資格確認書	令和8年7月31日まで
マイナ保険証を持っていない方	資格確認書	被保険者本人	資格確認書に記載	資格確認書	資格確認書	令和8年7月31日まで

※令和6年12月2日～令和8年7月31日までの間は、申請がなくても交付